

決 算 審 査 特 別 委 員 会

委 員 長 報 告 (案)

令和6年12月19日

令和5年度決算に係る指摘事項一覧

【文書指摘】

- 1 国際バカロレアの取組強化について (教育委員会)
- 2 教育・保育施設等における安全教育の取組について (子ども家庭部)
- 3 有機農業・特別栽培の推進について (農林水産部)
- 4 中山間地域の水田農業について (農林水産部)
- 5 競技力向上対策事業について (地域社会振興部)

決算審査特別委員会委員長報告

(令和6年12月19日)

本年9月定例会において、当委員会が審査の付託を受けました議案第8号「令和5年度鳥取県天神川流域下水道事業会計決算の認定について」、議案第9号「令和5年度鳥取県営企業決算の認定について」、及び議案第10号「令和5年度鳥取県営病院事業決算の認定について」、並びに今定例会において審査の付託を受けました議案第20号「令和5年度決算の認定について」、以上4議案につきましては、決算審査の結果を令和7年度の予算に反映させるべく精力的に審査等を行ってきたところでありますが、以下その経過及び結果をご報告申し上げます。

当委員会は、審査を効率的に行うため、総務教育分科会（福田俊史 主査）、福祉生活分科会（鹿島 功 主査）、農林水産商工分科会（坂野経三郎 主査）、地域県土警察分科会（浜田一哉 主査）、公営企業分科会（银杏泰利 主査）の5分科会を設けて審査を分担し、予算執行が議決の趣旨に沿い、適正かつ効率的に行われていたかについて、部局ごとに、主管部局長等から決算の内容等についての詳細な説明を聞き、質疑、現地調査などの審査をまいりました。

(審査結果)

なお、審査意見として、今後速やかに検討又は改善すべきものと決定した事項について申し上げます。

まず、第1点目は、国際バカロレアの取組強化について であります。

令和5年度から国際バカロレア教育（IB）を導入しているところですが、IB希望・選択者の確保、卒業後の進路、個人の費用負担、教員の育成と確保など様々な課題があります。

令和7年度にはIBの第1期生が海外の大学も含め受験を行うことになるため、出願準備や推薦状の作成など大学入試に向けた準備、生徒や保護者への海外進学も含めた進路指導や情報提供が重要となります。

現在、IBを選択している生徒が中学生へのIBコースのPRや広報活動を行ったり、IB認定校の教員が海外の大学受験や奨学金などの情報収集をしているところですが、IBプログラムが地域に定着し、効果的に機能していくためには、教育委員会が主導して地域と連携した取組やIB認定校、IB機構などの外部機関、IBプログラムコンサルタント等と連携するなどし、学校が必要とする情報を得たり、サポートを受けたりできる体制を早急に整備すべきであります。

また、このような情報を県内の高校に共有することにより、IB認定校のみならず、海外に進学を希望している県内の生徒にとっても有益な取組とすべきであります。

さらに、IBの強みと独自性を明確に打ち出し、IBプログラムの内容や進路の可能性について、早期に情報提供を行うなど、IBで学ぶことの魅力を効果的に発信し、積極的に生徒確保に取り組むべきであります。

併せて、教員研修の充実による資質・能力及び指導力の向上や、IBの選択が家庭の経済格差の影響を受けないよう、費用負担の軽減への配慮も行うべきであります。

第2点目は、教育・保育施設等における安全教育の取組について であります。

令和2年の私立幼稚園における重大事故事案を受けて安全対策として実施している令和5年度「安全教育に関する動画」の県内教育・保育施設等における研修受講率が、全体で69%（受講任意としている児童館を除くと78%）にとどまっています。

県においては、研修未受講施設に対し、指導監査において、受講の必要性を

説明し受講を指導する等の対応が行われているところですが、子どもの安全・安心な教育・保育環境を確保するためには、教育・保育現場での安全教育が非常に重要であり、本研修の未受講施設が多く残っている現状では、県の対応は十分とはいえません。

正当な理由がないのに受講を怠っている施設等についてはより強い措置も検討するなど、受講率を高めるための対策を行いながら、受講率が100%となるよう早急に取り組を進めていくべきであります。

第3点目は、有機農業・特別栽培の推進について であります。

国は2021年に「みどりの食料システム戦略」を策定し、環境や健康に配慮した持続可能な食料システムの構築を進めており、2050年までに有機農業取組面積を耕地面積の25%にまで拡大する目標を掲げています。また、2022年には「みどりの食料システム法」が施行され、都道府県等においても基本計画を作成し、取組を進めることとなっています。

この戦略等を踏まえ、本県においては、「鳥取県農業生産1千億円達成プラン」を改定し、重点項目に「環境に配慮した農業の推進」を加え、併せて「鳥取県みどりの食料システム戦略基本計画」を策定し、県内の有機・特別栽培面積を令和9年度までに2,000haまで拡大することとしています。しかし、本県における有機・特別栽培面積は令和5年度時点で1,075haと、令和9年度目標面積の約半分程度しかなく、増加するどころか、過去5年間で約20%縮小しています。

県内における有機・特別栽培農産物は、流通量が少なく、その付加価値が認められる販路が少ないことが生産拡大や新規参入の大きな隘路となっていることから、安定的な販路となりえる学校・福祉施設の給食等への販路の開拓に向けて、市町村をはじめとした関係者の調整および食材提供・モデル的導入支援の充実に踏み込むなどのでこ入れにより、安定的な流通ルートの構築を図り、生産量や生産者の拡大を強力に推し進めるべきです。

第4点目は、中山間地域の水田農業について であります。

本県は耕地面積の64%が中山間地域に位置し、中山間地域農業は本県の農

業生産の維持、田んぼのダム機能、地域住民の生活や地域の維持にとってなくてはならないものですが、圃場区画が小さく生産性が低く、畦草刈り、水路維持管理や鳥獣対策等に手間がかかる条件不利地域であり、また、急速な人口減少、高齢化により担い手が減少しており、今後存続が危ぶまれています。

本県では、このような中山間地域の水田農業を支えるため、平成28年度から県独自で機械整備等について支援していますが、令和5年度補助実績は3件、制度設立から8年間でも累計45件にとどまり、県全体をカバーするには程遠い状況となっています。

県全体の中山間地域農業を維持していくためには、条件不利地域であることを考慮し、補助要件の緩和など事業の見直しを図り、多様な農業者の営農継続を支援すべきです。

また、急激な担い手不足に対応するために、各地の状況に適した多様な担い手確保・育成や、農業経営・農作業の体制構築について関係者が一丸となって検討し、各々に対する支援、および担い手や地域等への周知徹底を図るべきです。

第5点目は、競技力向上対策事業について であります。

本県競技スポーツの総合的な向上を目指し、本事業により全国や世界で活躍できる競技者の育成・強化を図るとともに、優れた指導者の育成・指導体制の構築、医科学サポートなどを実施していますが、令和6年の国民スポーツ大会では、多くの競技種目で好成績を収め、総合成績では数年間続いていた40位台から大幅に順位を上げた33位と、目標としている30位台を達成されました。

本事業により支援してきたジュニアアスリート選手からも多くの入賞者があるなど、これまでの本事業による競技力向上の成果が表れてきたのではないかと思います。

一方、競技者の育成・強化を図るためには、優秀な指導者が必要不可欠であり、本事業において指導者確保事業を実施しているところではありますが、公認指導者資格登録者のうちのコーチ3、コーチ4などの上級資格を有する者は依然として少ないのが現状であります。また、指導者の高齢化、少子化による教員を中心とした若手指導者の不足も深刻となってきています。

令和15年には本県において国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の開催が決まっており、これも見据えて計画的に、県等のスポーツ指導員の拡充も含め指導者の確保、育成を図っていくべきであります。

また、それぞれの競技における大会実施のためには審判員の確保が必要ですが、審判員の不足も懸念される所であり、審判員の確保に向けても取り組むべきであります。

審査意見は以上であります。